

「積算データ作成用端末及び研修用端末の賃貸借」の入札に関する質問書の回答

令和元年6月21日

奈良県技術管理課

	(事項)	(回答)
	質問1	回答1
1	動産総合保険の加入は必要でしょうか。その場合、一般的なものでよろしいでしょうか。	動産総合保険(天災は補償に含まれない)に加入してください。
	質問2	回答2
1	過去2年間に国又は地方公共団体と県が入札仕様書と同等と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出するとありますが、「全て誠実に履行したこと」は契約期間満了との認識でよろしいでしょうか。	長期継続契約を契約履行実績とする場合は、今回の契約の契約締結時点を起点として過去2年以内に12ヶ月以上の履行が確認できるものとし、その他の契約を契約履行実績とする場合は、今回の契約の契約締結時点を起点として過去2年以内に契約を締結し、かつ履行が完了しているものとしします。
	質問3	回答3
2	積算データ作成用端末 仕様書 P2、7 端末の搬入・設置・設定について 研修用端末 仕様書 P2、7 端末の搬入・設置・設定について 「Windows10のアカウント設定を行うこと。管理者権限とユーザー権限の設定を行うこと。」と記載がありますが、設定を行うそれぞれのアカウント数をご教示ください。また、設定を行うアカウントは端末毎に異なりますでしょうか。	各端末につき、管理者権限1、ユーザー権限1のアカウント設定をしてください。また、全ての端末で同じ設定としてください。
	質問4	回答4
2	積算データ作成用端末 仕様書 P2、7 端末の搬入・設置・設定について 研修用端末 仕様書 P2、7 端末の搬入・設置・設定について 「端末はインターネット環境に接続できないため、…」と記載がありますが、その他のネットワークへの接続はございますでしょうか。その場合、接続設定及び現地での設定作業はございますでしょうか。	その他のネットワークへの接続はありません。
	質問5	回答5
2	積算データ作成用端末 仕様書 P2、7 端末の搬入・設置・設定について 研修用端末 仕様書 P2、7 端末の搬入・設置・設定について 既設プリンタ等への接続、設定作業はございますでしょうか。	既設プリンタ等への接続、設定作業はありません。

	質問6	回答6
3	機器に付保します動産総合保険についてですが、補償範囲は地震・津波・噴火などの天災は補償に含まれない一般的な動産総合保険との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	質問7	回答7
3	物件に付保する動産総合保険の保険価値(保険金額)は、リース経過期間などに応じた時価となりますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
	質問8	回答8
3	保守費用とソフトウェアは動産総合保険の適用外で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。ソフトウェアは保守での対応と考えています。
	質問9	回答9
4	保守対応時間について、平日8:30~17:15を9:00~17:15と仕様緩和いただけないでしょうか。	保守対応時間は、仕様書に記載のとおり、平日8:30~17:15とします。
	質問10	回答10
4	ウイルスバスターについて、奈良県様保有のライセンス契約の追加ライセンスとのことですが、既存契約の情報(ライセンスID、契約ランク等)を提示いただけますでしょうか。	ライセンスIDは契約後に提示します。契約ランクは1ランクです。
	質問11	回答11
5	契約終了後の機器の引渡しの方法ですが、稼働していない状態、配線関係は接続されていない状態のものを引取るというイメージで問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
	質問12	回答12
5	契約終了後の機器の撤去に関してですが、機器は一箇所に集めていただけるのでしょうか。それとも各設置場所への回収作業も伴うのでしょうか。	各設置場所への回収作業を想定しています。
	質問13	回答13
5	①契約書案第20条より期間終了後、ソフトウェアは無償で使用とありますが、貴県にソフトウェア使用权が帰属するとの認識でよろしいでしょうか。 ②ソフトウェアは期間終了時に使用权に関して貴県にて直接やりとりしていただけるという認識でよろしいでしょうか。 ③また、貴県に帰属後ソフトウェア使用に際し新たな費用が発生する場合は貴県が費用負担するとの認識で宜しいでしょうか。	①ご認識のとおりです。 ②使用权移管に関して本県が実施すべき必要な手続きがあれば、行います。 ③リース期間終了後にソフトウェアの使用权が県に移管され、その使用に係る費用負担が県に発生しないことを前提としていますが、必要な費用が発生する場合は、協議により決定します。

	質問14	回答14
6	<p><積算データ作成用端末の賃貸借に係る仕様書> <6. 共通的必要事項 P2-項目内12行目 端末への積算システムのインストールは、別途、奈良県職員により実施する。> 仕様書5項にて設置・引き渡しは各支所を指示されています。 積算システムのインストールは各支所での実施でしょうか。又は本庁への納品後、別途支所配備の予定調整が必要でしょうか。</p>	<p>一度全ての端末を県庁に持参いただき、インストールを行います。その後、インストール済みの端末を各事務所に設置してください。</p>
	質問15	回答15
6	<p><積算データ作成用端末の賃貸借に係る仕様書> <6. 共通的必要事項 P2-項目内14行目 機器撤去について> データ消去は撤去時に各支所にて実施でしょうか。 または、全台回収の後、特定の場所にて一括作業は可能でしょうか。</p>	<p>完全にデータが消去される方法であれば、作業場所は問いません。作業の詳細については、協議により決定します。</p>
	質問16	回答16
6	<p><積算データ作成用端末の賃貸借に係る仕様書> <7. 端末の搬入・設置・調整 P2-項目内 下から2行目 Windowsのアカウント設定について> ドメイン参加、共有フォルダ作成等の各支所設置してからの設定作業は発生しますでしょうか。</p>	<p>ドメイン参加、共有フォルダ作成等の設定作業は不要です。</p>
	質問17	回答17
6	<p><積算データ作成用端末の賃貸借に係る仕様書> <8. 保守 P3-項目内 18行目 ソフトウェアの再セットアップ、再インストール> 各支所でアクティベーションができない為、保守会社に引き揚げての再アクティベーション処理の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりで結構です。</p>